



## 高所からの転落事故について

今回のトピックス

先日、茨城県内の工場（当社管理外）にて屋根で点検作業をしていた作業員が屋根板を踏み抜き、落下して死亡する事故が発生しました。

### 【事故発生の経緯】

倉庫の屋根で太陽光パネルの点検作業中に、約9メートル下の地面に落下、搬送先の病院で死亡が確認された。屋根には採光用に半透明になっている箇所があり、誤って踏み抜いたと推測される。

事故発生時の  
イメージ（推測）



作業員は点検を委託された電気設備会社の社員で、現場責任者だった。

事故当時、倉庫内にいた工場従業員が「バキッ」という音に気付き、男性が転落するのを発見した。

### 【事故のポイント】

墜落制止用器具を装着していたが、フック（命綱）を他の場所に結着しておらず、墜落してしまった。



今回のケースについて、詳細な状況は不明ですが、安全作業ルールの未順守が原因の一つと考えられます。以下、高所作業における注意点をまとめましたので改めて確認し、安全に業務を行いましょう。

### チェック

- 業務仕様に無い高所作業（脚立作業）は禁止！  
➡ 高所の作業が必要な場合は物件担当者に確認して下さい。
- 脚立作業は必ず2人以上で実施！  
➡ 1人では事故が発生した際に誰も助けることが出来ません。
- はしごや脚立に上る際は、どんなに低くてもヘルメットを着用！  
➡ 絶対に油断しないで下さい。1メートルは一命取るです。
- 脚立の天板に乗らない・またがらない！  
➡ 上から2つ目以下の段に足を乗せ、体の正面で作業して下さい。
- 第三者が作業場に入らないよう、立看板設置、区画分けを徹底！  
➡ 見張り人員に加え、作業看板、囲いをしっかりと設置して下さい。